

期間補償のための 特許権の存続期間の延長 (67②延長)

<趣旨>

審査遅延により権利化が
遅れた結果、権利行使可能期
間が短縮された場合に、
特許権の存続期間の延長の
登録を認める制度であり、
TPP改正にて導入されたもの。

テーブルコード

--	--	--

67条2項 (設定日が基準日以後に決定)

Fig.1

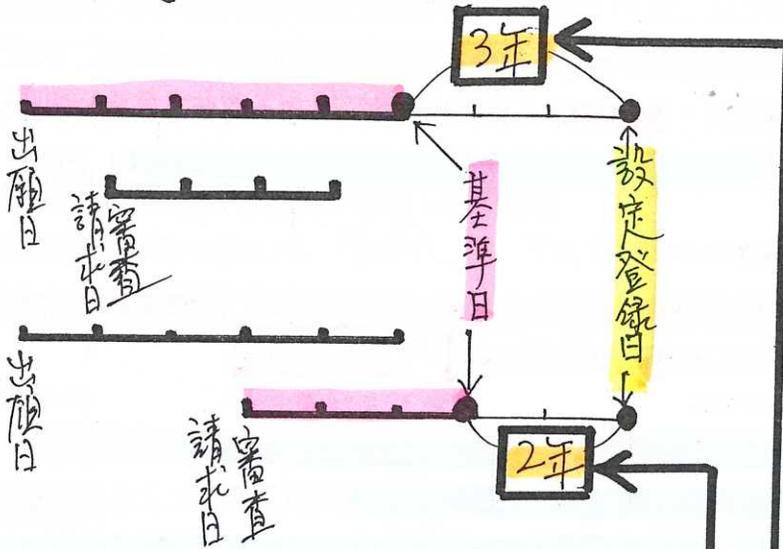
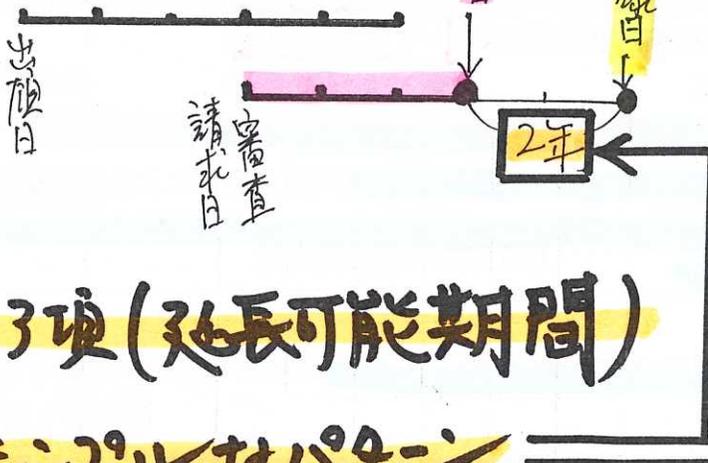


Fig.2



67条3項 (延長可能期間)

- シンプルなパターン
- 控除期間があるパターン

◆第18. 46条 (不合理な遅延についての特許期間の調整) TPP

- 1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払う。
- 2 締約国は、特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定めることができる。
- 3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する。
- 4 この条の規定の適用上、不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において **出願した日から5年**又はその**出願の審査の請求が行われた後3年**のうちいずれか**遅い方の時**を経過した特許の付与の遅延を含む。**締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる。**

テープコード

--	--	--

- 出願人が延長を求めることができる期間は、次のような期間である。

延長を求めることができる期間 ≤ 延長可能期間

延長可能期間：「基準日から特許権の設定登録の日までの期間」から
「第 67 条第 3 項各号に掲げる期間を合算した期間」を控除した期間

➤ **基準日**

特許出願の日から起算して 5 年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して 3 年を経過した日の **いずれか遅い日**

➤ **第 67 条第 3 項各号に掲げる期間を合算した期間**

特許庁の責めに帰さない手続や処分等（出願人都合による期間が経過した手続等）のための期間や特許権の設定登録までにあった審判や裁判に要する期間等を合算した期間

- 第 67 条第 3 項各号の概要は以下のとおり。

第 1 号…特許庁長官又は審査官からの通知又は命令（拒絶理由の通知（第 50 条）及び同日出願の協議の指令（第 39 条第 6 項）を除く。）を受けた場合に執るべき手続によって生じた期間

第 2 号…手続を執るべき期間の延長によって生じた期間

第 3 号…手続を執るべき期間の経過後の手続によって生じた期間

第 4 号…出願人の申出その他の行為による処分又は通知の保留によって生じた期間

第 5 号…特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請によって生じた期間

第 6 号…明細書等補完書の取下げによって生じた期間

④ 第 7 号…拒絶査定不服審判及びその審決取消訴訟によって生じた期間

第 8 号…行政不服審査法の手続によって生じた期間

第 9 号…行政事件訴訟法の手続によって生じた期間

第 10 号…特許法令の規定による手続の中断又は中止によって生じた期間

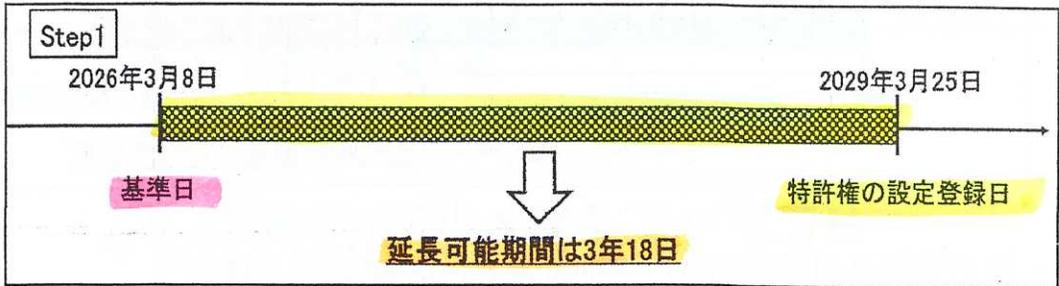
テープコード

--	--	--

参考：「期間補償のための特許権の存続期間の延長」においては、以下のような具体的手順により、出願人や審査官の負担無く、暦に従って延長可能期間（年月日で表された期間）を算定することができる。

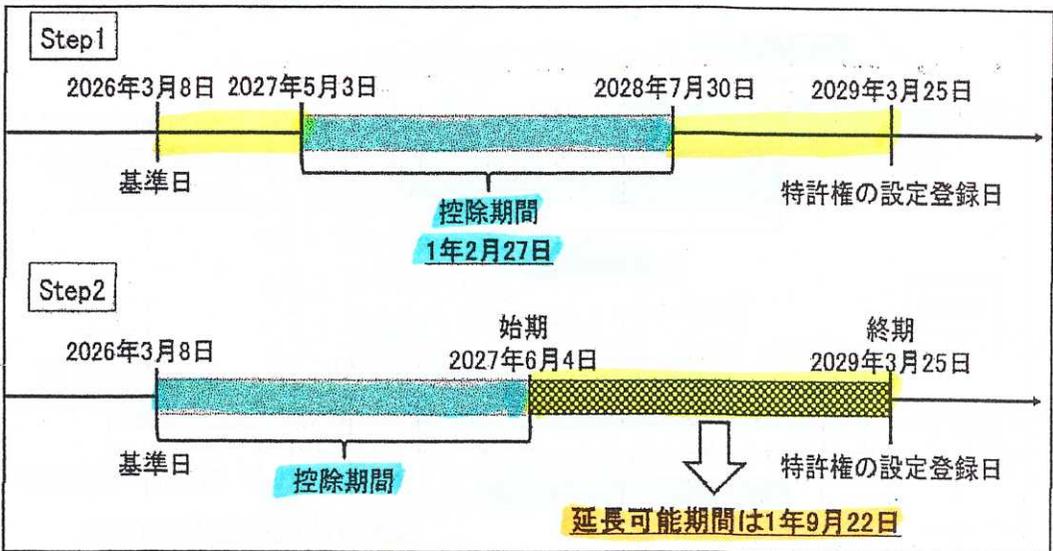
● 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が存在しない場合

（延長可能期間の算定の際には、「基準日」は、午前零時から始まるものであり、初日を算入し期間を算定する。）



● 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間（以下、図中においては「控除期間」という。）が一つ存在する場合

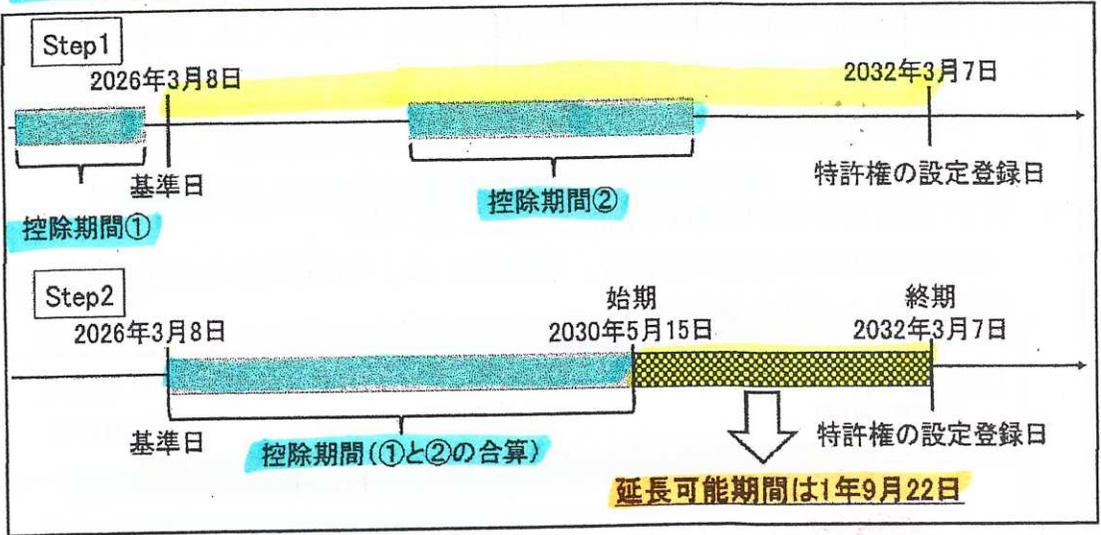
（この例では、「控除期間」を算定する際に、「控除期間」は午前零時から始まらないものとし、初日は算入せず期間を算定している。以下の例においても同じ。）



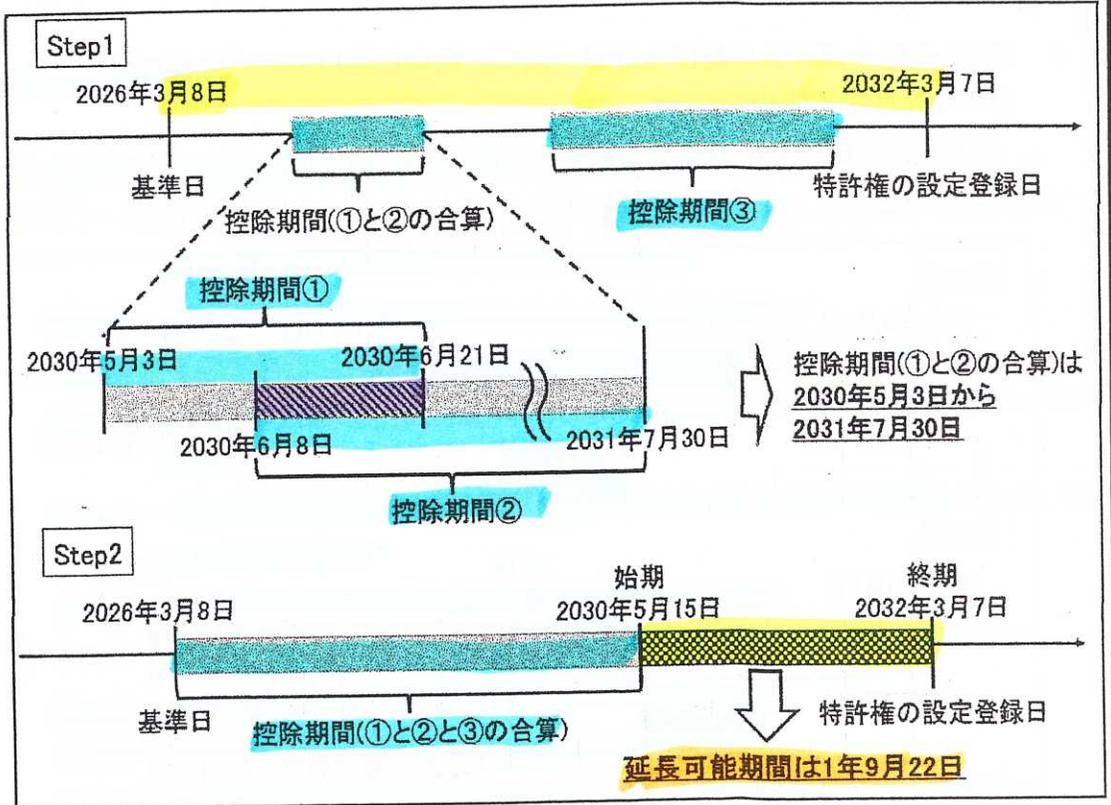
テーブルコード

--	--	--

● 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が複数存在して重ならない場合



● 第 67 条第 3 項各号に掲げる期間が複数存在して重なる場合



テープコード

--	--	--

67条の2 (存続期間の延長登録)

1項: 67条の2の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

1号: 人・氏・名称・住所・居所

2号: 特許番号

3号: 延長を求むる期間

4号: 特許出願の番号及び年月日

5号: 出願審査の請求があった年月日

2項: 前項の願書には、省令で定めることにより、同項3号に掲げる期間の算定の根拠を記載した書面を添付しなければならない。

← 実施38条の14の4

〈特許法施行規則38条の14の4〉

1項: 特67-2の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号: 特許出願の年月日

2号: 出願審査の請求があった日

3号: 発出日

4号: 特許権の存続の登録の年月日

5号: 発出日から存続の登録の日までの期間

6号: 67条の2各号に掲げる期間に該当する期間の内容並びにその期間の初日及び末日

7号: 67条の2各号期間を合算した期間(その期間のうち重複する期間がある場合は、当該重複期間を除いた期間)

8号: 延長可能な期間

2項: 願書に記載することにより、特67-2の書面の添付を省略することができる。

テーブルコード

--	--	--

67条の2第3項

不責事由に基づき追完あり
(14日(2月)6日 ver.)

67②延長登録出願は、↓

特許権の存続①日から3月以内に

しなくてはならない。

ただし、67①に規定する存続期間の
満了後は、おこなうことができない。

67条の2第4項 ≡ 38条

特許権が共有に係るときは、各共有者は、
他の共有者と共同でなければ、67②の
延長登録の出願をすることができない。

67条の2第5項

67②の延長登録出願があったときは、
67①に規定する存続期間は、延長された
ものとみなす。ただし、拒絶査定が確定し
ては延長登録があったときは、この限りでない。

67条の2第6項

67②の延長登録出願があったときは、
67-2④各号に掲げる事項を特許公報に
掲載しなければならない。

テープコード

--	--	--

67条の3第1項 (延長登録拒絶査定)

審査官は、67条の2の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をいなければならない。

1号: その特許権の**設定日**が**基準日**以後に
なつたとき

2号: その延長を求めた期間が延長可能期間
を**超える**とき

旨 3号: その出願をした者が特許権者でないとき

共 4号: その出願が67条の2第4項に規定する要件
を満たしていないとき

67条の3第2項 (延長登録査定)

審査官は、拒絶理由を察見しないときは、
延長をすべき旨の査定をいなければならない。

67条の3第3項 (延長登録)

前項の査定があったときは、延長登録をする。

67条の3第4項 (延長日がある場合の特許公報掲載事項)

1号: 権・氏・名称・住所・居所

2号: 特許番号

3号: 67条の2の出願番号及び年月日

4号: 延長登録の年月日

5号: 延長の期間

6号: 特許出願の番号及び年月日

7号: 出願審査の請求があった日

テープコード

--	--	--

67条の4 (準用規定)

47条1項 (審査官による審査)

50条 (拒絶理由の通知)

52条 (査定的方式)

139条(7号を除く) (審判官の除外)

の規定は、67条出願の審査に準用する。

この場合において、139条6号中
「不服を申し立てられた」とあるのは、
「67条出願があった特許権に係る
特許出願の」と読み替えるものとする。

→ つまり、67条出願の審査官と
そのベースとなった特許出願の
審査官が同一人物とならば
ならないというのを意味している。

ちなみに、139条7号は、67条
出願の拒絶査定不服審判の審判官と
そのベースとなった特許出願の審査官が
同一人物とならなければならないというのを意味している。

テープコード

--	--	--